

毎週火、金曜日発行(但休日に出ない)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可(翌日)

鳥取県公報

目次
◇教委規則 鳥取県工業教員奨学資金貸付規則
◇公告 鳥取県育英奨学学生募集要領

教育委員会規則

鳥取県工業教員奨学資金貸付規則をここに公布する。
昭和三十八年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県工業教員奨学資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、大学又は国立工業教員養成所における学し、将来、鳥取県立工業高等学校の電気、機械、工業化学、電子、土木、建築の教科を担当する教員(以下「工業教員」という。)として勤務しようとする者に対して奨学資金を貸与し、もつて工業教員を確保することを目的とする。

第二条 奨学資金の貸与を受ける者(以下「工業教員奨学学生」という。)は、次の各号に掲げる要件をそなえている者のうちから教育委員会が決定する。

- 一 大学の第三、第四年次又は国立工業教員養成所第一、第三年次に在学する者であること。
- 二 大学又は国立工業教員養成所を卒業後直ちに鳥取県立工業高等学校の工業教員となることが確実な者であること。
- 三 学業にすぐれ、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

2 工業教員奨学学生が死亡し、又は第八条の規定により、奨学資金の貸与を取り止められたときは、その補充として、前項に規定する者のうちから工業教員奨学学生を決定することができる。

3 工業教員奨学生に決定したときは、鳥取県工業教員奨学生決定通知書(別記様式第一号。以下「決定通知書」という。)により本人に通知する。

(奨学資金の額)

第三条 奨学資金の額は、月額一万円とする。

(貸与の期間)

第四条 奨学資金を貸与する期間は、奨学生として決定された日の属する月から大学又は国立工業教員養成所の正規の修業年限の終期までとする。

(出願の手続)

第五条 工業教員奨学生を志望する者は、連帯保証人が連署した鳥取県工業教員奨学生願書(別記様式第二号)に在学証明書を添付して教育委員会に出願するものとする。

2 連帯保証人は二人とし、そのうち一人は本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(誓約書)

第六条 工業教員奨学生として決定された者は、決定通知書を受けた日から十五日以内に連帯保証人と連署した誓約書(別記様式第三号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の期限までに誓約書の提出がないときは、工業教員奨学生の決定を取消することができる。

(奨学資金の交付)

第七条 奨学資金は、毎月一月分ずつ交付する。ただし都合により数月分を合わせて交付することができる。

2 奨学資金は、直接本人に交付する。

3 奨学資金を受領したときは、すみやかに領収証(別記様式第四号)を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学資金の取止め)

第八条 工業教員奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学資金の貸与を取り止める。

一 休学又は退学したとき。

二 傷病のため成業の見込みがないとき。

三 学業成績又は性行が不良となつたとき。

四 工業教員となることを取止めたとき。

五 死亡したとき。

六 その他工業教員奨学生として適当でないとき。

(借用証書の提出)

第九条 工業教員奨学生は、奨学資金の貸与が終了し、又は前条の規定により奨学資金の貸与を取り止められたときは、連帯保証人と連署した鳥取県工業教員奨学資金借用証書(別記様式第五号。以下「借用証書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 工業教員奨学生が死亡したときは、連帯保証人は、前項の規定に準じて借用証書を提出しなければならない。

(奨学資金の返還)

第十条 奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して三月を経過した後五年以内に、年賦、半年賦又は一年以内の割賦の方法で返還しなければならない。

ばならない。ただし、奨学資金は、いつでも繰り上げて返還することができる。

2 第八条第一号(本人の責による退学を除く。)、第二号及び第五号の規定により、奨学資金を取り止められた者(死亡した者については連帯保証人)は、二年以内に前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、工業教員奨学生が第八条第三号、第四号及び第六号の一に該当するときは、貸与した奨学資金の即時返還を命ずることができる。

(奨学資金の返還猶予)

第十一条 工業教員奨学生であつた者が鳥取県立工業高等学校の工業教員に就職したとき、又は疾病、その他特別の理由により奨学資金の返還が困難となつた場合は、前条の規定にかかわらず、相当の間、その返還を猶予することができる。

2 返還猶予を受けようとするときは、連帯保証人と連署のうえ鳥取県工業教員奨学資金返還猶予願(別記様式)

式第六号)を、教育委員会に提出しなければならない。
3 返還継予を認めるときは、その旨を本人に通知する。
(奨学資金の返還免除)

第十二条 工業教員奨学生であつた者が、卒業後直ちに鳥取県立工業高等学校の工業教員として本県に就職し、奨学資金の貸与した期間の二倍の期間を勤務したときは、奨学資金の全部の返還を免除するものとする。

2 工業教員奨学生であつた者が、前項で定める勤務期間に満たないで鳥取県立工業高等学校の工業教員を退職したときは、次の算式により計算された額に相当する額の奨学資金の返還を免除することができる。

$$\frac{\text{免除額} = \text{奨学資金の額} \times \frac{\text{高等学校の工業教員として勤務した月数}}{\text{奨学資金の貸付を受けた月数} \times 2}$$

3 前二項の高等学校の工業教員として勤務した月数の計算に当つては、休職期間を含まず、かつ、一月に満たない端数は切り捨てるものとする。

4 工業教員奨学生又は工業教員奨学生であつた者が、

死亡し、又は不具廃疾のため精神若しくは身体の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失し、その奨学資金の全部又は一部について返還不能となつたときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

5 返還免除を受けようとするときは、連帯保証人と連署した鳥取県工業教員奨学資金返還免除願(別記様式第七号)に第二項の規定に該当する者にあつては勤務証明書、前項の規定に該当する者にあつては家庭状況書(別記様式第八号)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

6 返還免除を認めるときは、その旨を本人に通知する。
(延滞金)

第十三条 工業教員奨学生であつた者が、正当な理由がなく奨学資金の返還を遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

2 前項の延滞金は、百円につき一日三銭の割合をもつて算出した額とする。
(工業教員奨学生に関する届出)

第十四条 工業教員奨学生、又は工業教員奨学生であつた者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに鳥取県工業教員奨学生異動届(別記様式第九号)により教育委員会に届け出なければならない。

一 第八条第一号、第二号及び第四号の規定に該当したとき。

二 氏名、住所又は職業に変更があつたとき。

三 連帯保証人の住所、職業その他身上に関する重要な事項に異動が生じたとき。

2 工業教員奨学生又は工業教員奨学生であつた者が、連帯保証人を変更したときは、鳥取県工業教員奨学生保証人変更届(別記様式第十号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 工業教員奨学生又は工業教員奨学生であつた者が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに鳥取県工業教員奨学生死亡届(別記様式第十一号)に死亡の事実を証明する戸籍抄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(委任)
第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

鳥取県工業教員奨学生決定通知書

決定番号 昭 第 号

大学 学科 科第 年次

殿

鳥取県工業教員奨学資金貸与規則に基づき、鳥取県工業教員奨学生として決定し、次のとおり奨学資金を貸与することになりましたので通知します。

貸与月額 円

貸与期間 昭和 年 月 から

昭和 年 月 まで

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

鳥取県工業教員養学生願書		氏名	鳥取県工業教員養学生願書		月額	昭和38年	円
フリガナ	立	性別	男	年	昭和38年	月	から
在学学校	立	学部	和	日	昭和38年	年	月
在学学校所在地	立	科	和	生	昭和38年	月	まで
出身学校	立	第	和	年	昭和38年	月	から
本籍	立	年次	和	次	昭和38年	月	まで
家族住所※持家・借家・借間・社宅・その他	立	通学方法	電車・バス	往復	時間	分	
家族および所得ニ家族計支持者に○印	立	電車・バス	徒歩	往復	時間	分	
① 父	立	所得額(税込)	千円	父死亡の場合	昭和38年	月	から
② 母	立	所得額(税込)	千円	昭和38年	月	まで	
③ 本人	立	所得額(税込)	千円	※病死・職死・職死・その他	昭和38年	月	まで
④	立	所得額(税込)	千円	生前の職業()	昭和38年	月	まで
⑤	立	所得額(税込)	千円	在学学校名	学	年	卒業
⑥	立	所得額(税込)	千円	卒業	学	年	卒業
⑦	立	所得額(税込)	千円	現在在籍()	学	年	卒業
⑧	立	所得額(税込)	千円	現在在籍()	学	年	卒業
⑨	立	所得額(税込)	千円	現在在籍()	学	年	卒業
⑩	立	所得額(税込)	千円	現在在籍()	学	年	卒業

※印のものは該当のものをお○でかこむこと。×印のものは記入しないこと。

商業・工業・漁業所得	所得者()	給与	所得者()	その他の職業・雑所得	所得者()	農業・林業所得	耕地面積	作付延面積
所得内容	人	金与金給助	千円	その他の職業による所得	人	田	()	()
経営規模備	人	料の	千円	職収入	人	畑	()	()
従事者	人	恩料の	千円	利子・配当	人	果樹園芸地	()	()
家族雇用	人	扶助の	千円	家賃・間代	人	山林牧草地	()	()
名	人	その他	千円	内職収入	人			
名	人	他	千円	他からの	人			
	人	他	千円	援助	人			
	人	他	千円	生活扶助	人			
	人	他	千円	その他	人			
所得額	千円	所得額	千円	総収入金額	千円	所得者	()	()
控除額	千円	所得額	千円	必要経費	千円			
調整所得額(税込)	千円	所得額	千円	所得額	千円			
	千円	所得額	千円	所得額	千円			
	千円	所得額	千円	所得額	千円			

(注) 所得については、家族全員の所得をできるだけ詳細にありのまま記入すること。
農業で裏作を行なっている場合は耕地面積のほかに作付延面積を記入のこと。(1反は約10アール)

医師は学校医または国公立診療所・保健所・学校付属病院の医師にかさる。

00567

健康診断	既往症(主として結核症)	発病 昭和 年 月 日	全快 昭和 年 月 日	最終「ツ」反応 ※(+)(土)(一)	昭和 年 月 日	最終 B.C.G接種 「ツ」陽性転化	昭和 年 月 日	検査の場所	検査の時	昭和 年 月 日
	判 定	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	医師 氏名	所 属	氏 名

本人の履歴	休学・転学・退学・身分の異動等も理由を付しおれなく記入のこと。	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	中学校卒業	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

00568

自宅通学者は食費などを家庭に入れる者のほか生活費(食・住居費)の記入をしないこと。	食 費	住 居 費	通 費	費 料	投 業 料
家庭から	円	円	円	円	円
内・定職から	円	円	円	円	円
他からの奨学金	円	円	円	円	円
その他から	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

以上のとおり記載事項に相違ありません。県の工業教員奨学生としてご採用いただきたくお願いいたします。奨学資金の返還については、規定にしたがい、誠実にその義務を履行いたします。万一、正当の理由がなく奨学資金の返還を怠つた場合には、返還期限にかかわらず返還未済の全額に対する一括返還の請求をうけても、また強制徴収の措置をとられても異議ありません。

鳥取県教育委員会殿	本 人	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
本 籍	連 帯 保 証 人	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
現住所	続柄・本人の()	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
本 籍	連 帯 保 証 人	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
現住所	続柄・本人の()	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

(注意) 連帯保証人のうち一人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者または後見人)をいふ。成年者である場合は父母兄弟またはこれに代わる者でなければなりません。(連帯保証人は将来本人と連帯して弁済責任を負います。)

別記様式第五号

印紙税法
により
印紙を
貼布する

鳥取県工業教員奨学資金借用証書

借 用 金 額

十	万	千	百	十	円	也
---	---	---	---	---	---	---

鳥取県工業教員奨学生として貸与を受けました上記奨学資金は、規定にしたがい私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約いたします。

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会殿

本人	ⓐ
本籍	法定代理人
現住所	統柄・本人の()
本籍	連帯保証人
現住所	統柄・本人の()
	明治 年 月 日生
	大正 年 月 日生
	昭和 年 月 日生
本籍	連帯保証人
現住所	統柄・本人の()
	明治 年 月 日生
	大正 年 月 日生
	昭和 年 月 日生

別記様式第三号

誓 約 書

私は、このたび鳥取県工業教員奨学資金貸与規則に基づき、奨学資金の貸与を許可されました。つきましては、今後規則及び御指示の事項を堅く守り、学業に励み、性行をつつしみ成業いたします。なお、奨学資金の償還その他の義務についても、規定にしたがい、連帯保証人とともにその責に任じます。

昭和 年 月 日

住所	本人氏名	ⓐ
住所	連帯保証人	ⓐ
住所	連帯保証人	ⓐ
職業	職業	ⓐ
職業	職業	ⓐ
職業	職業	ⓐ

別記様式第四号

領 収 証

一金 円也
ただし、昭和 年 月分鳥取県工業教員奨学資金として
右領収いたしました。

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会殿

決定番号 昭 第 号
大学 学部 第 年次
氏 名

別記様式第六号

鳥取県工業教員奨学資金返還猶予願

決定番号 昭 第 号

出身学校名

氏 名

次のとおり奨学資金の返還を猶予下さるようお願いいたします。

記

一 猶予期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

二 理由 昭和 年 月 日

住 所

本人氏名

住 所

連帯保証人氏名

住 所

連帯保証人氏名

鳥取県教育委員会殿

(注意) 添付書類

- (1) 就職したときは、就職証明書
- (2) 疾病による場合は、医師の診断書
- (3) その他の理由による場合は、その事実を証する市町村長の証明書

別記様式第七号

鳥取県工業教員奨学資金返還免除願

決定番号 昭 第 号

出身学校名

氏 名

次のとおり奨学資金の返還を免除下さるよう別紙家庭状況を添えてお願いいたします。

記

一 貸与総額 円

二 返還済額 円

三 返還免除を希望する額 円

四 理由

鳥取県工業教員奨学資金返還明細書

決定番号	返還総額	十 万 千 百 十 円
氏 名	返還期間	年 間
借 用 金 額 内 訳	借 用 期 間	借 用 月 額
	借 用 月 数	借 用 金 額
	昭和 年 月 ~ 昭和 年 月	千 百 十 円
	昭和 年 月 ~ 昭和 年 月	十 万 千 百 十 円
借 用 金 額 合 計		
借用終了年月日	高等学校	昭和 年 月 日
とその理由	大 学	卒業、退学、転学、死亡、辞退、その他取止め
返 還 金 賦	年 賦	万 千 百 十 円
	(最終返還額)	
	半 年 賦	
	(最終返還額)	
返 還 期 日	第一回	昭和 年 月 日
	以降	毎年 同 日
	第一回	昭和 年 月 日
	以降	月 日と 月 日
本 人 関 係 事 項	本 籍	戸籍筆頭者が本人でないとき
	戸籍筆頭者の氏名	生年月日
	卒業後の連絡先	年 月 日 生
	就職内定先とその所在地	本人との続柄

(記入上の注意)

1. 太線でかこんだ枠内に所要事項を記入すること。
2. 表面の借用証書と裏面の明細書の金額が相違しないこと。
3. 記入は、正確、鮮明に、数字は算用数字を使用すること。
4. 金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。
5. 年賦、半年賦、割賦いずれか希望のものについて記入すること。
6. 返還明細書に記入したことは、必ず写をとっておくこと。
7. 法定代理人は、本人が未成年者である場合に限る。

昭和 年 月 日

住所 相続人(本人との続柄)氏名

住所 連帯保証人氏名

住所 連帯保証人氏名

住所 連帯保証人氏名

住所 連帯保証人氏名

住所 連帯保証人氏名

鳥取県教育委員会殿 (注意)

1 不具廃疾の場合は、相続人氏名の代わりに本人の氏名とすること。

2 添付書類

(1) 死亡に因る場合は死亡を証する戸籍抄本、不具廃疾の場合はその事実及び程度を証する診断書

(2) 家庭状況書(返還不能の事情を証する書類)

別記様式第八号

家庭状況書(返還不能の事情を証する書類)

決定番号 昭 第 号

出身学校名 氏名

一 家族構成

氏名	年令続柄	職業	所得額	氏名	年令続柄	職業	所得額

二 生活状況

三 連帯保証人の状況

右のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

相続人

連帯保証人

連帯保証人

連帯保証人

右のとおり相違ないことを証明します。

市町村長

職印

鳥取県教育委員会殿

(注意)

1 不具廃疾の場合は、相続人氏名の代わりに本人氏名とする。

2 所得額についての証明は、必ず市町村長によること。

別記様式第九号

鳥取県工業教員奨学生奨励届

決定(在学又は出身)番号	新	旧	氏名	住所	職業	氏名	住所	職業	備考

上記のとおり奨励いたしましたのでお届けします。

鳥取県教育委員会殿

昭和 年 月 日

本人氏名

別記様式第十号

鳥取県工業教員奨学生保証人変更届

決定番号 昭 第 号

在学(出身)学校名

氏名

次のとおり変更しましたのでお届けします。

記

一 旧連帯保証人 氏名

二 新連帯保証人 氏名

生年月日

本籍

現住所

続柄

職業

三 変更する理由

昭和 年 月 日

住所

本人氏名

住所
連帯保証人氏名
住所
連帯保証人氏名

鳥取県教育委員会殿
別記様式第十一号

鳥取県工業教員奨学生死亡届

決定番号 昭 第 号

在学(出身)学校名

氏 名

次のとおり死亡しましたので、戸籍抄本を添えてお届
けします。

記

一 死亡年月日 昭和 年 月 日

二 死 因

昭和 年 月 日

相続人又は連帯保証人

住 所

鳥取県教育委員会殿

氏 名

公 告

鳥取県育英奨学生の募集を次の要領により実施する。

昭和38年4月30日

鳥取県教育委員会委員長 萩 原 治 郎

昭和38年度鳥取県育英奨学生募集要領

一 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学
に在学し、学業成績優秀及び身心健全で、かつ、経済
的理由により修学困難である者に対して、奨学資金を
貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とす
る。

二 出願資格

○高校奨学生

1 県内に所在する高校第二学年に在学し、将来大
学に進学しようとする者であること。

第1表 収入基準額表

区 分	収入基準年額 千円
1	25167
2	33793
3	44592
4	55009
5	66006
6	77402
7	77494
8	77954
9	10112
10	1112
11	112
12	112

- 2 学業成績が次の基準に合致し、品行が正しく、
かつ、身体が強健であること。
イ 中学校第2、第3学年の学習成績の平均値が、
それぞれ4、2以上であること。
ロ 高等学校第1学年の学習成績が学年全生徒の
10%以内であること。
- 3 同一世帯における年間収入が次の基準以内で、
経済的理由により修学が困難であると認められる
こと。

第2表 特別控除額表

特別の事由	特別控除年額
小学生児童 1人につき	10,000円
中学生生徒	15,000円
高等学校生徒	30,000円
大 学 生	60,000円

身体障害者長期
療養者等のある
世帯であること。
経済的に特別の支出をしている金額(医師
等が支払金額証明書を添付すること。)

(備考)

第1表の金額は、同一世帯における年間総収入額か
ら、次の控除額を差し引いた後の年間収入額で、この基
準額以下の収入状況にあるものが、出願資格者となる。

イ 給与所得控除

(1) 収入金額が41万円以下である場合

1万円と、当該収入金額から1万円を控除した金
額の20%に相当する金額との合計額

(2) 収入金額が41万円をこえ71万円以下である場

00577

合

9万円と、当該収入金額から41万円を控除した金額の10%に相当する金額との合計額

(3) 収入金額が71万円をこえる場合
1 12万円

ロ 営業所得控除
農業、工業、商業、水産業等の所得について正当な必要経費として支出された金額
、 特別控除
第2表に定めるそれぞれの金額

4 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。ただし、この奨学資金を受けるときになつた場合他の奨学資金を辞退するときは差支えないこと。

5 奨学資金を受けるとなる日(昭和38年4月1日)の1年前から、引続き県内に住所を有する者の子弟であること。

○大学奨学生

1 大学第1年次に在学する学生であること。

2 学業成績が次の基準に合致し、品行が正しく、かつ、身体が強健であること。
高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値が、それぞれ3、5以上であること。

3 その他高校奨学生の出願資格に準ずる。

三 採用人員
高校奨学生 30人
大学奨学生 20人
計50人

四 奨学資金の額
高校在学中 月額 2,500円
大学在学中 月額 6,000円

五 貸与の期間
奨学資金の貸与の始期は、昭和38年4月で、その期間はそれぞれ次のとおりとする。

1 高校奨学生にあつては、原則として高校第2学年から、大学に進学した場合、それぞれの大学の修業年限の終期まで。

00578

2 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期まで。

六 奨学資金の返還
奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、年賦、半年賦又は1年以内の割賦で返還しなければならない。ただし、真にやむを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

七 出願の手続

1 奨学生を志望する者は、次の書類を調整して在学高等学校長又は出身高等学校長に出願すること。

イ 鳥取県育英奨学生願書 1部

ロ 家庭状況調書 1部

ハ、在学証明書(大学に在学する者に限る。) 1部

2 前項の願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければなら

らない。

八、出願及び選考の時期

1 出願(推薦)期日
昭和38年5月20日(月)まで

2 選考期日
第1次選考(書類)昭和38年5月下旬
第2次選考(面接)昭和38年6月上旬
(第2次選考は、高校奨学生として第1次選考合格者について行なう。)

九 その他
この制度についての問合せ及び連絡は、在学(又は出身)高等学校又は県教育委員会高校教育課に行なうこと。